

平成21年度 福島町まちづくり推進会議 第4回会議

◇と き : 平成21年12月2日(水)午後6時から

◇ところ : 福島町役場 健康づくり研修室(2階)

次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 町長挨拶

4. 案 件

(1) 福島町まちづくり推進会議委員会第3回結果報告 P1

(2) 福島町まちづくり推進会議委員会報告書について P2 (別添資料)

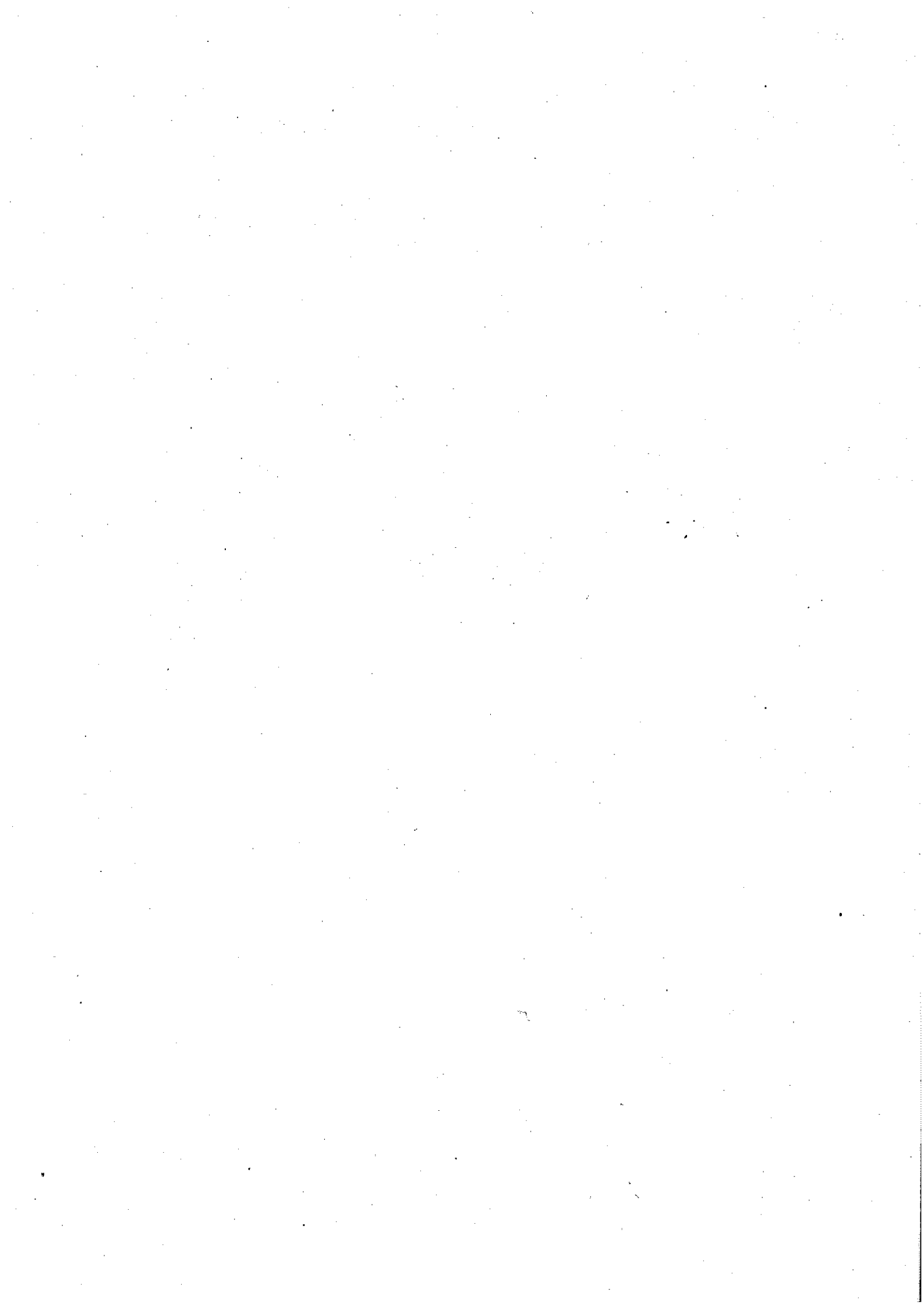
(3) 福島町まちづくり基本条例に基づく「提言」又は「提案」について・・・P2

5. 次回の会議日程について

____月 ____日 (____) ____時から

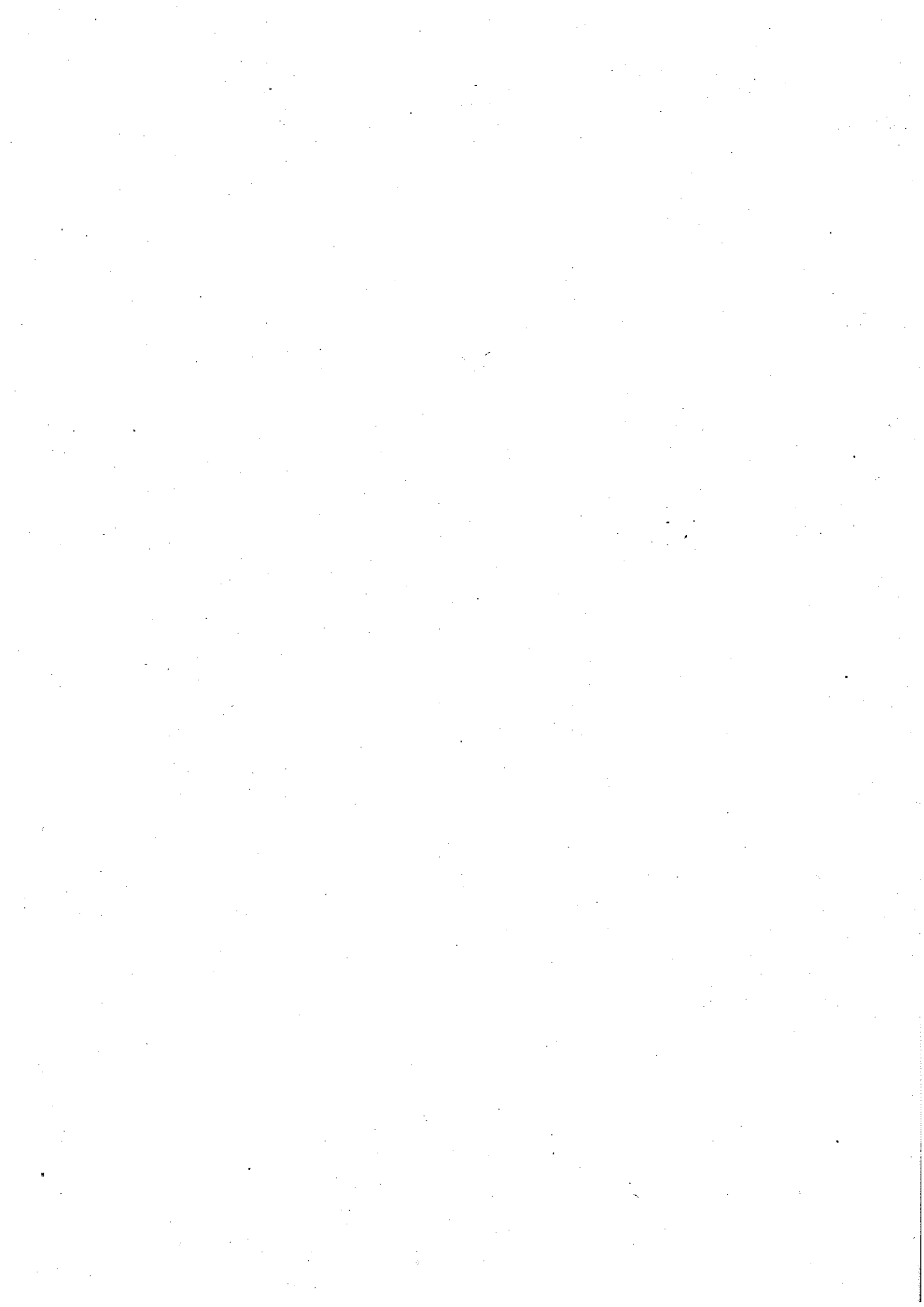
6. そ の 他

7. 閉 会



案件（１） 福島町まちづくり推進会議第３回結果報告について

| | | | | |
|-----------|---|------|-------|------|
| 会 議 名 | 福島町まちづくり推進会議委員会第3回会議 | | | |
| 開 催 日 時 | 平成21年11月12日（木）午後6時～午後7時30分 | | | |
| 開 催 場 所 | 役 場 健康づくり研修室 | | | |
| 出 欠 状 況 | 出席委員 | 欠席委員 | 事 務 局 | 説明員等 |
| | 9名 | 7名 | 6名 | 13名 |
| 会 議 の 概 要 | <p>1. 開会（事務局）</p> <p>2. 委員長挨拶（熊野委員長）</p> <p>3. 町長挨拶（竹下福町長）</p> <p>4. 案 件</p> <p>（1）福島町まちづくり推進会議委員会第2回会議結果報告 ・報告事項につき質疑・意見交換なし</p> <p>（2）持続可能な財政運営について</p> <p>（ア）行政組織の見直し・・・ 質疑・意見等は別紙、資料1</p> <p>① 町長、副町長、教育長の給与</p> <p>② 一般職の職員数と給与（町職員定員定期施化計画） （福島消防署の負担金・・・消防職員の給与）</p> <p>③ 各種委員会の報酬等</p> <p>（イ）議員歳費・・・・・・・・ 質疑・意見等は別紙、資料1</p> <p>（3）福島町まちづくり基本条例に基づく「提言」又は「提案」について</p> <p>・ 学力テストでの北海道と福島町のランクについて討議</p> <p>5. 次回の会議日程について</p> <p>・ 報告書のまとめや町政懇談会で日程調整が必要で、後日通知することとした。12月初旬には開催したい。</p> <p>6. その他</p> <p>・ 特になし</p> <p>7. 閉会</p> | | | |
| — メ モ — | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |



案件（２） 福島町まちづくり推進会議委員会報告書について

・【別添資料】 福島町まちづくり推進会議委員会報告書（案）

－ メ モ －

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

案件（３） 福島町まちづくり基本条例に基づく 「提言」又は「提案」について

福島町の将来のために、「提言」「提案」を頂ける「きっかけ」となるよう、機会を作る意味で、提案してまいりますので、この機会に何なりと意見交換でもして頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

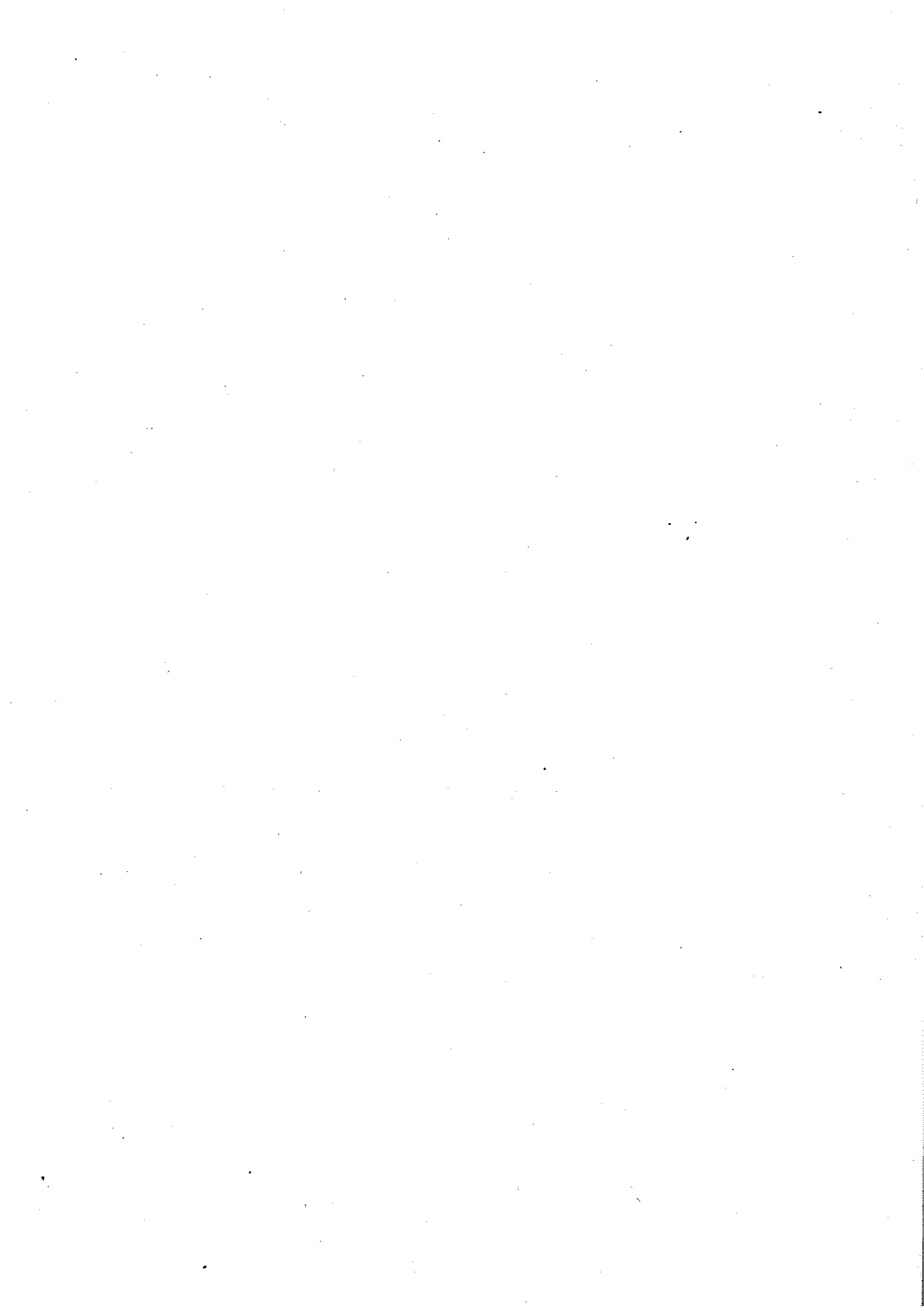
参画及び協働

第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

－ メ モ －

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |



(2) 持続可能な財政運営について

(ア) 行政組織の見直し

① 町長、副町長、教育長の給与

- ・ 三役の給料については現行どおりとする。
- ・ 期末手当については、平成17年度の独自削減及び平成18年度から平成21年度までの特例期間で0.7月の独自削減を行ったもので、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間を終了するが、新たな削減は行わないものとする。
- ・ 給料額等の変更については、特別職報酬審議会条例に基づき、審議会の意見を聴くこととする。

② 一般職の職員数と給与並びに福島消防署の負担金（消防職員の給与）

(イ) 職員数

新たな定員適正化計画は、退職予定者数、採用予定者数並びに削減目標数を明かにして策定して、その目標職員数に基づいて的確な推進を望む。

(ロ) 給与

職員の給与については、平成17年度、給料は一律8%、期末手当は0.7月の独自削減と、平成18年度から平成21年度までの自立プランでの独自削減策として実施した、給料は一律5%、期末手当は0.7月であった。

特例期間として、平成18年度から平成21年度まで行った独自削減は、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間を終了するが、新たな削減は行わない。

今後は、財政推計を注視し、人事院勧告や職員定員適正化計画を着実に推進することを望む。

また、福島消防署の負担金（職員の給与）につきましては、町職員と連動した方向で進めること。

③ 職員の適正配置と組織の効率化

組織の効率化に向けては、平成17年4月1日から始めたグループ制と課の集約により着実に進められた。

今後においても、年々減少する職員数に対応できる組織づくりと職員の適正配置に向けて、平成22年度からの機構の見直し検討を望む。

④ 各種委員会

現在の各種委員会は、法令等によりその設置が定められているものが多くを占めていることから、委員会の廃止は困難であります。複数の委員会の統合、また年額、月額、日額報酬のあり方も含めて今後の検討課題である。

(イ) 議員定数及び歳費等について

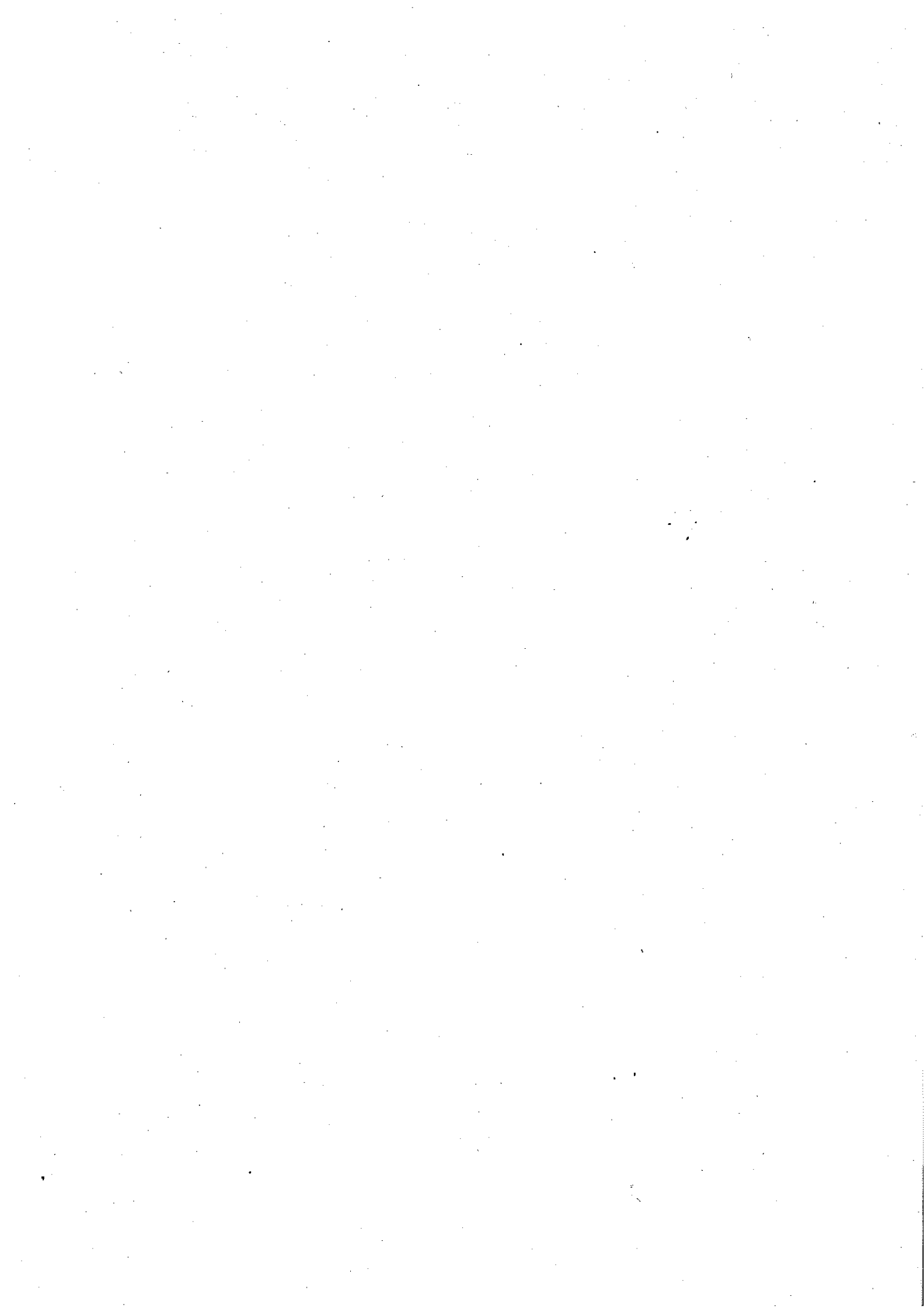
① 議員定数について

議員定数は、平成21年4月1日から「福島町議会基本条例」施行されているように、一定の条件を除き本条例に基づき、議員が提案すべきものとする。

② 歳費等について

本委員会としては、議員定数及び歳費の改定については、福島町議会基本条例の規定に基づき、議員が提案すべきものとする。

なお、期末手当年間0.7月の4年間（H18～H21）の独自削減の特例期間を、平成21年度を以って終了するが、終了するか否かは議員が提案すべきものとする。

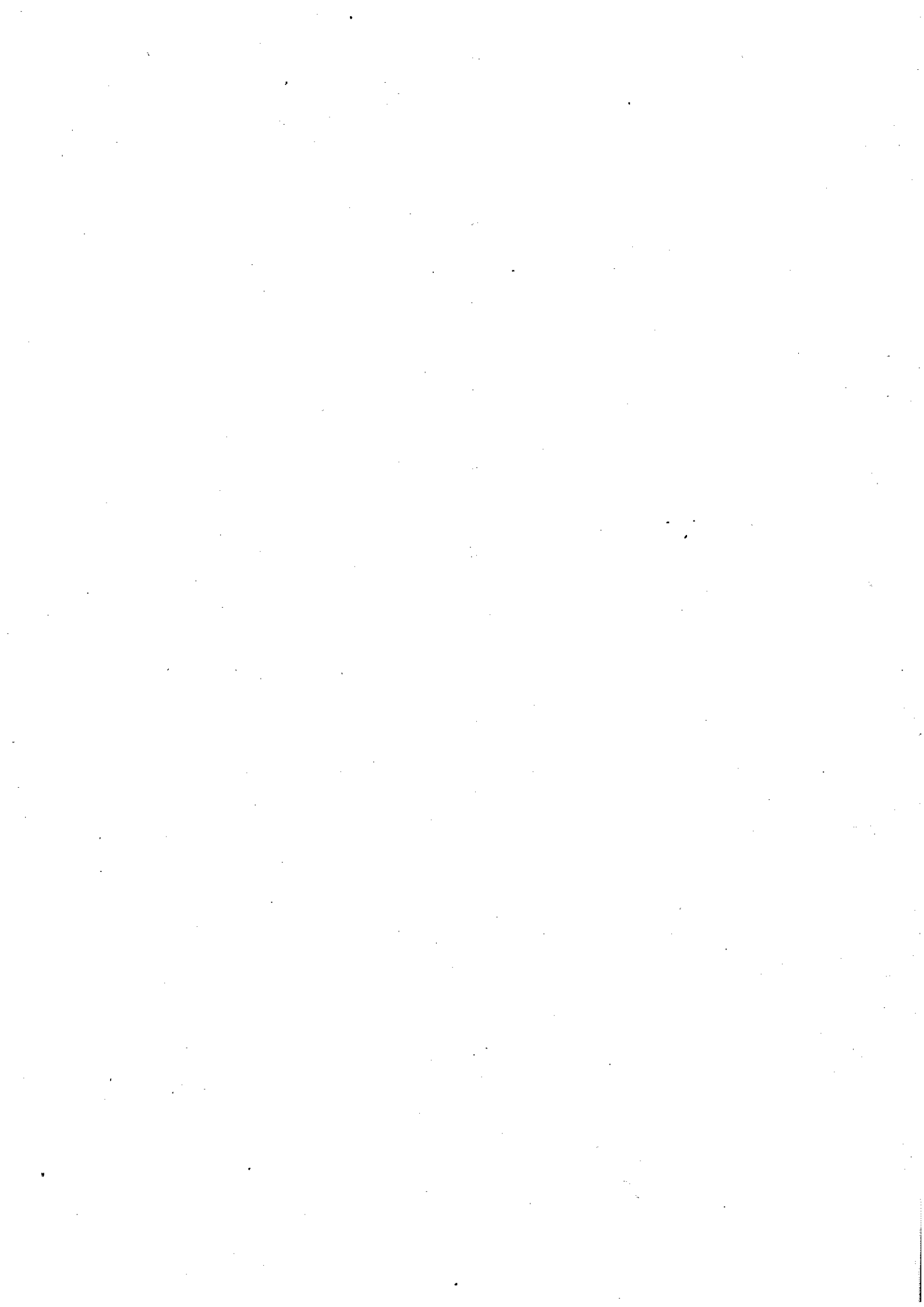


(案)

福島町まちづくり行財政推進プラン
福島町まちづくり推進会議委員会報告書

〔後期計画：H22～H26〕

平成22年12月



| | |
|---|---|
| ○ はじめに | 1 |
| 第1章 自主・自立のまちづくりに向けて | 1 |
| 1 福島町まちづくり行財政推進プランの理念と目標 | 1 |
| (1) 財政状況と現状認識 | 1 |
| (2) まちづくり行財政推進プランの理念と目標 | 2 |
| 2 住民、地域、行政の役割分担の考え方 | 2 |
| (1) 役割分担の考え方と方向性 | 2 |
| (2) 広域行政の積極的検討 | 3 |
| (3) 国や北海道による補完について | 3 |
| (4) 各特別対策の財政効果額について | 3 |
| 第2章 行財政改革における重点的対策 | 4 |
| 1 歳入の確保について | 4 |
| (1) 町税について | 4 |
| (2) 使用料等について | 5 |
| (3) 「福島町ふるさと応援基金」について | 5 |
| 2 行政組織について | 7 |
| (1) 町長、助役、教育長の給与 | 7 |
| (2) 一般職の職員数、給与並びに福島消防署の負担金(消防職員の給与) | 7 |
| (3) 職員の適正配置と組織の効率化 | 7 |
| (4) 各種委員会 | 8 |
| 3 議員定数及び報酬等について | 8 |
| (1) 議員定数について | 8 |
| (2) 歳費等について | 8 |
| 4 施設の維持管理及び社会資本整備について | 9 |
| (1) 施設の維持管理について | 9 |
| 5 その他の重点事項について | 9 |
| (1) ごみ減量化対策について | 9 |

| | |
|---|----|
| 第3章 行政サービスの今後の方向性のあり方 | 11 |
| (1) 廃止と方向付けたもの | 11 |
| (2) 現状維持の方向で検討するもの | 11 |
| (3) 縮小と方向付けたもの | 14 |
| (4) 拡充と方向付けたもの | 15 |
| (5) 特例期間切れによる独自削減が終了したと方向付けたもの | 15 |
| 第4章 財政推計について | 16 |
| 1 現状の財政推計について | 16 |
| (1) 財政推計の方法 | 16 |
| 2 福島町まちづくり推進会議の検討後の財政推計について | 17 |
| (1) 検討修正の内容 | 17 |
| ●検証の実施とむすび | 18 |
| ・参考資料 別表1 まちづくり行財政推進プラン対策前 の科目別財政推計表 | 19 |
| ・参考資料 別表2 まちづくり行財政推進プラン対策後 の科目別財政推計表 | 20 |
| ・資料1 推進会議委員会及び各専門部会の開催状況 | 21 |

福島町まちづくり推進会議委員会報告書

◎ はじめに

本委員会は、福島町まちづくり基本条例第32条の規定に基づき、町長の附属機関として設置され、その役割は当該条例第2条により次のとおり定められております。

(ア) 町長の諮問に応じ、まちづくり基本条例の見直し等を調査審議し、答申すること。

(イ) 次の事項を協議し、町長に報告すること。

- ① 財政計画に関する事項
- ② 行政評価に関する事項
- ③ ふるさと応援基金に関する事項
- ④ その他行財政の運営に関する事項

以上のとおりであるが、まちづくり基本条例が本年4月1日に施行されて間もないことから、基本条例の見直し等の調査審議は行わず、「財政計画に関する事項」と「その他行財政の運営に関する事項」を中心に検討しました。

更に、産業振興による町勢の進展、少子化対策や雇用創出等、「まちづくり」のための「提言」、「提案」も重要課題であり計画と実効性について「検証」をすることも必要であるため、現在の「福島町自立プラン」に変わり、行財政運営の指針となる新たなプランを、町として名称を「福島町まちづくり行財政推進プラン」とする意向が示されましたので、プラン策定のため各項目を検討し、報告書として集約しました。なお、「福島町まちづくり行財政推進プラン」の計画期間を平成22年度から平成26年度までの5年間の計画としました。

第1章 自主・自立のまちづくりに向けて

1 福島町まちづくり行財政推進プランの理念と目標

(1) 財政状況と現状認識

福島町はこれまで、町税、地方交付税、補助金、町債などの収入をもとに、町民が安心、安全な生活をしていく上で必要な社会、産業、交通、通信等のインフラ整備などのハード事業のほか、各種福祉サービス、教育等のソフト事業など、より豊かなまちづくりを目指して事業を展開している状況にある。

しかし、未だに影響している世界的不況や国の三位一体改革による地方交付税の大幅減少や補助金等の縮小などにより、各種施策の推進・維持面における負荷が厳しい状況にあります。

財政推計では、自立プランで前期4年間の最終年度の平成21年度末には赤字再建団体の見込みでありましたが、策定検討委員会に町民の皆さんに参画をお願いしながら検証を行ってきたことにより、平成21年11月末現在で、約8億8千4百万円の基金積み立てを見込んでおります。

健全な財政を確保・維持する観点から、収支均衡を図るには相当な収支の改善をしなければなりません。即ち、歳入の確保と歳出の抑制を同時に行い、歳入に見合った歳出規模にするという、ごく自然で当たり前の形にすることが自立プランからの継続的な課題であります。

(2) まちづくり行財政推進プランの理念と目標

自立プランは、町財政が危機的状況にあることを町民の誰もが認識し、財政の健全化を中心に据えた計画であり、平成 17 年 12 月に福島町自立プラン策定委員会の報告書を受けて、平成 18 年 1 月に「福島町自立プラン」を策定し、行財政運営を進めています。

更に、福島町まちづくり基本条例町民検討委員会からの提言書に基づいた「福島町まちづくり基本条例」が平成 21 年 4 月 1 日から施行されています。

このような状況を踏まえて、福島町自立プラン策定委員会報告書とまちづくり基本条例に定める「財政計画の策定」の両方を理論的に整理するため、自立プランの基本理念による町民への負担もお願いして、行政は、行政でなければ出来ないことを厳選して歳出予算を抑制し、町民サービスの低下をある程度我慢してもらうことにより『行政が継続できていく体質に変える』ことなど行財政改革における重点的対策等の考え方を継承した計画の策定を望むものである。

計画の名称を福島町の最上位の条例となるまちづくり基本条例にその根拠を置き、計画期間を平成 22 年度から平成 26 年度までとする「福島町まちづくり行財政推進プラン」として策定するものです。

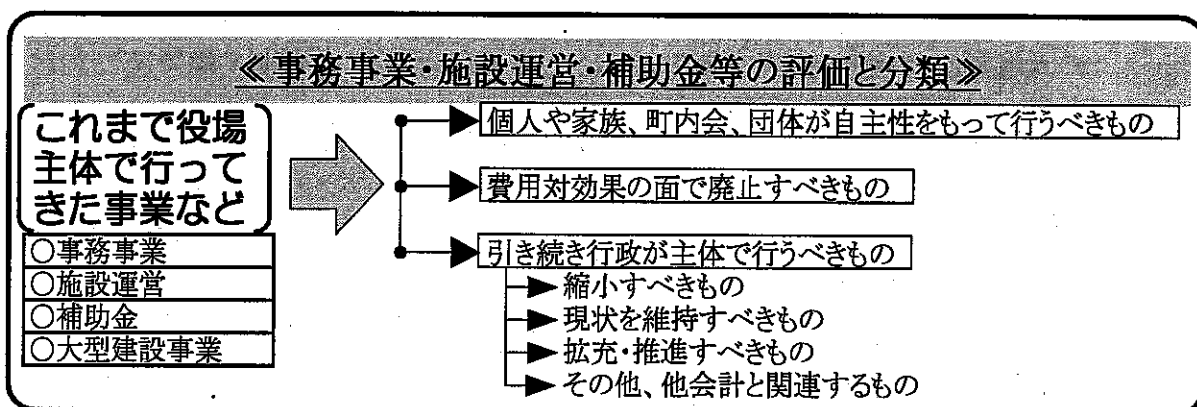
2 住民、地域、行政の役割分担の考え方

(1) 役割分担の考え方と方向性

自立したまちづくりを進めるために必要なことは、町職員の意識改革は当然のことながら、最も重要なことは『町民の意識改革』です。

これまでの「行政依存型」から、町民と行政が知恵を出し合いながら、共に汗を流す「協働」という考え方にシフトすることが必要です。

今回の「福島町まちづくり行財政推進プラン」の基本は、町の財政事情を勘案して自立プランに引き続いて、これまで行政が主体で行ってきた各種サービスのうち、①個人や家族或いは町内会や団体などの地域ですべきこと、②行政でなければできないことの整理・検討を行い、行政としてはこれまでの事務事業をどうすべきか、「廃止」「縮小」「現状維持」「拡充・推進」「その他」の分類整理を当委員会においても実施しました。



(2) 広域行政の積極的検討

全ての市町村に共通する事務の中に、国民健康保険や老人保健、介護保険等の医療・福祉を中心とした事務があり、それぞれの市町村で独自に事務処理を行っています。

これらを複数の町での共同処理で、住民の利便性の向上や効率化を図ることができないか、検討する必要があります。

国の「定住自立圏構想」は、平成20年12月に要綱が公表されました。

概要は、中心市と周辺自治体が共同でまちづくりに取り組む事業内容となっており、現在、函館市が中心になり、渡島管内の各市町と取組み可能な施策などの事務的な検討が進められているところですが、具体的な施策や枠組み方向付けなど時間を要する状況にあり、この度の政権交代によって、10月16日に総務省より補正執行停止の発表がなされ、大幅に補助対象が限定されるなど不透明な部分もあることから、今後、動向を注視する必要があります。

なお、広域的な利用を検討していた施設利用や事務処理ですが、火葬場につきましては現在施工中であります。西部3町と協定書を交わし、共同利用できることとしたと説明を受けたところでありますが、その他の学校給食センターの整備及び国民健康保険、介護保険等の医療福祉を中心とした事務の共同処理については、検討を進められた経緯があると報告を受けましたが、当面、共同化が困難との結論となったと受け止めたところであります。

今後も、事務の共同化については広域的に共通課題となる事項がある場合で、共同処理により効率化が図られるものについては、積極的にその可能性を模索すべきです。

(3) 国や北海道による補完について

国道や道々、河川や漁港の整備及び維持は、町民生活の根幹をなすものであり、国策なくしては経済の安定や災害の防除、そして包括的には福祉の維持向上はできません。

さらに、地方交付税をはじめとする国や道の支出金は、町の収入の大きな部分を占めており、地方分権を進め、町の独自性を発揮するためにも、国や道に対し、財源確保に向けて独自要望や地域連携要望を強化していく必要があります。

(4) 各特別対策の財政効果額について

福島町まちづくり行財政推進プランにおける新たな各特別対策の財政効果額については、自立プランでの事業仕分けの成果を勘案して、事務事業、公共施設の維持運営、団体等への補助金等それぞれを費用対効果や今後の方向性について、全項目を検討した結果、概ね「当面は現状維持とする」と集約したところである。

突発的な大型事業や大規模な災害等の財政支出があった場合や経済情勢の更なる悪化による税収の落ち込み、国の制度改革による歳入の減少等、将来の見通しが不透明な中での財政運営であるため、引続き慎重に健全な財政運営に取り組むことが必要であります。

(単位：千円)

| 区 分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 歳入の効果 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事務事業等の効果額 | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 | 1,900 |

第2章 行財政改革における重点的対策

1 歳入の確保について

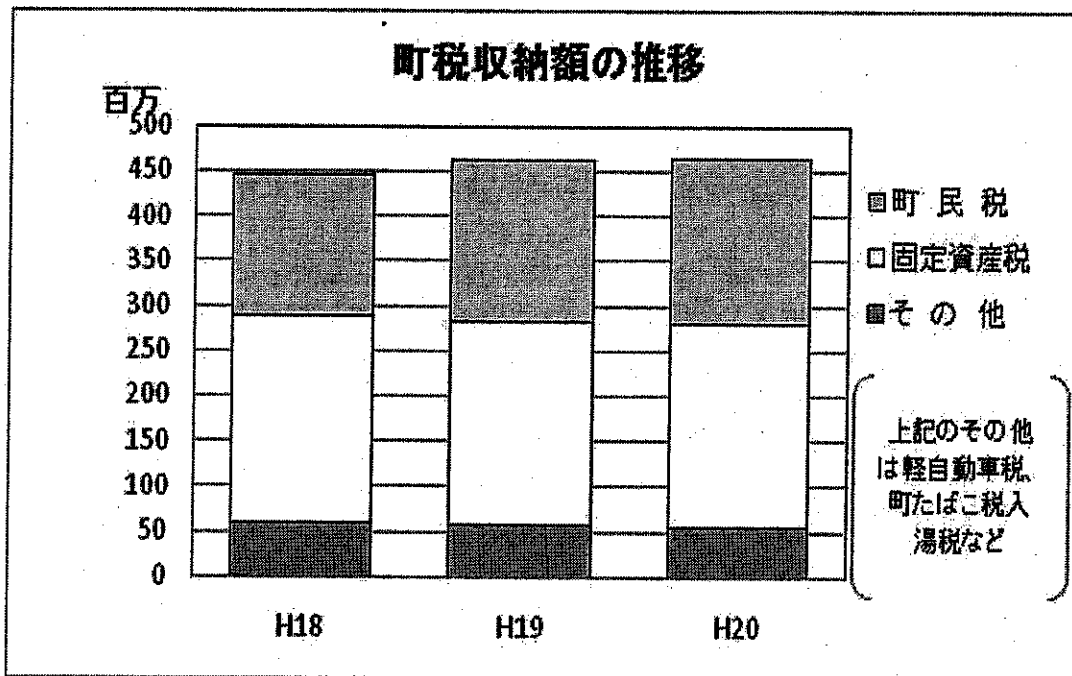
(1) 町税について

貴重な自主財源である町税については、長引く景気の低迷と過疎化の進行で納税義務者の減少が続いていて、増収は見込めない状況にある。

平成19年度には税制改正により、町民税の税率フラット化で一時的に増収となったものの、今後においては経済不況の影響から所得の落ち込みや家屋の新築等の減少によって、減収傾向は続くものと想定される。

近年、町税の収納率には大きな改善は見られないものの、平成20年度からは全職員に徴収吏員として発令をし、夜間等における臨戸徴収体制の強化を図っており、その効果も徐々にではあるが現れている。

しかし、一方では、これまでの滞納繰越額は、国民健康保険税を含めて1億6,700万円を超える金額となっており、今後の庁舎内における徴収体制の強化はもちろんであるが、徴収事務を委託している渡島・檜山地方税滞納整理機構とも連携をしながら、より厳しい対応を図り、滞納額の圧縮に努めていくことが重要な課題である。



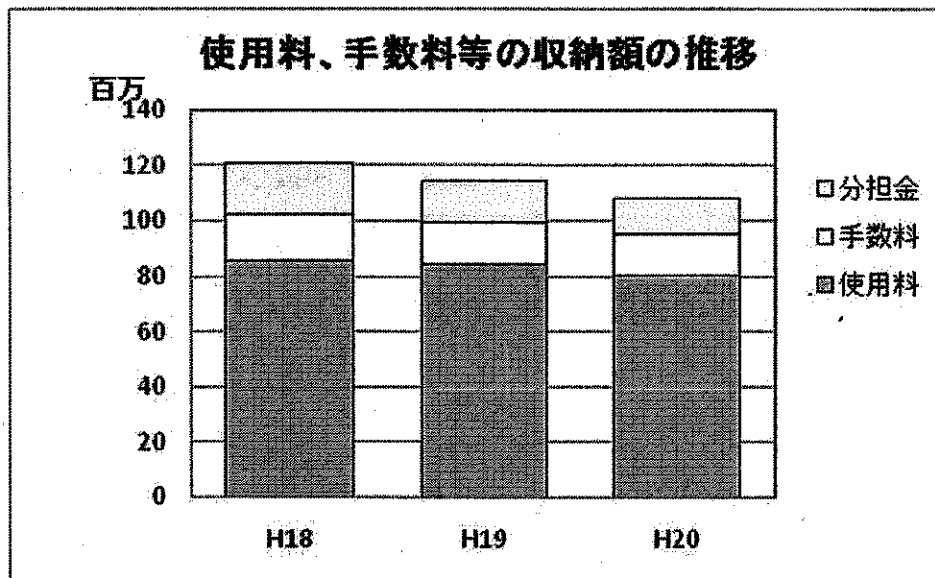
単位：千円

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 町 民 税 | 157,263 | 179,947 | 182,463 |
| 固定資産税 | 228,942 | 225,678 | 226,313 |
| そ の 他 | 58,678 | 57,091 | 54,563 |
| 合 計 | 444,883 | 462,716 | 463,339 |

(2) 使用料等について

各種の使用料等については、自立プラン策定時に船揚場使用料の新設と保育料の引き上げを行い、現在に至っている。

今後は、自立プランで先送りした粗大ごみ有料化の検討と保育料や町営住宅使用料において滞納額が多く見られることから、町税同様に負担の公平性からも滞納額の圧縮に努めていくことが課題である。



単位：千円

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 使 用 料 | 85,371 | 84,086 | 80,323 |
| 手 数 料 | 16,680 | 15,229 | 15,069 |
| 分 担 金 | 18,664 | 15,411 | 12,701 |
| 合 計 | 120,715 | 114,726 | 108,093 |

(3) 「福島町ふるさと応援基金」について

「福島町ふるさと応援基金条例」を平成18年度に制定し、町内外を問わず、福島町を愛する方々から基金を募って、まちづくりのための財源に充てるべく、関東方面で活躍する福島町出身者の「北海道福島会」をはじめ札幌市や周辺で活躍されている方々の「札幌福島会」など、全国に情報発信してまちづくりへの参加と応援を引き続きお願いし、寄付の確保に努めるべきである。

◎ ふるさと応援基金の寄付状況

【H21.8.31現在】

(単位：件、円)

| 区分 | 産業 | 生活福祉 | 人材育成 | コミュニティ | 指定なし | 計 |
|--------|---------|-----------|---------|---------|-----------|------------|
| 町内 | 1 | 4 | 3 | 1 | 16 | 25 |
| | 50,000 | 850,305 | 150,000 | 10,000 | 2,507,052 | 3,567,357 |
| 町外 | 10 | 11 | 8 | 3 | 57 | 89 |
| | 180,000 | 1,465,000 | 255,000 | 210,000 | 4,696,000 | 6,806,000 |
| 小計① | 11 | 15 | 11 | 4 | 73 | 114 |
| | 230,000 | 2,315,305 | 405,000 | 220,000 | 7,203,052 | 10,373,357 |
| 指定変更額 | 213,000 | 0 | 0 | 297,000 | -510,000 | - |
| 寄付金合計額 | 443,000 | 2,315,305 | 405,000 | 517,000 | 6,693,052 | 10,373,357 |
| 使ったお金② | 179,000 | 0 | 140,000 | 396,000 | 0 | 715,000 |
| ① - ② | 264,000 | 2,315,305 | 265,000 | 121,000 | 6,693,052 | 9,658,357 |

※上段()は件数、下段は金額。なお、実人数は98人。

2 行政組織について

(1) 町長、副町長、教育長の給与

三役の給料については、平成15年度及び平成16年度の2度に渡り、役職によって8%から18%削減して現在に至っていることから、給料は現行どおりとする。

なお、期末手当については平成17年度の独自削減及び平成18年度から平成21年度までの特例期間で0.7月の独自削減を行ったもので、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間が終了するため、新たな削減は行わないものとする。

また、給料額等の変更については、あらかじめ特別職報酬審議会条例に基づき、審議会の意見を聴くこととする。

給料額改定の経過

単位：円

| 区分 | H14年4月～ | H15年4月～ | H16年4月～ |
|-----|---------|---------|---------|
| 町長 | 800,000 | 720,000 | 650,000 |
| 副町長 | 640,000 | 600,000 | 570,000 |
| 教育長 | 580,000 | 560,000 | 530,000 |

(2) 一般職の職員数と給与並びに福島消防署の負担金（消防職員の給与）

(ア) 職員数

職員の定員管理については、これまでも行政改革大綱推進項目の柱の一つとして策定した定員管理計画に基づき、職員の削減を図っていますが、昨今の経済的危機状況に鑑み、厳しい定員管理を実施しております。

新たな定員適正化計画は、退職予定者数、採用予定者数並びに削減目標数を明らかにして策定しているところであり、その目標職員数に基づいて的確な推進を望むものです。

(イ) 給与

職員の給与については、平成17年度において、給料は一律8%、期末手当は0.7月の独自削減と、平成18年度から平成21年度までの自立プランでの独自削減策として実施し、削減内容は、給料は一律5%、期末手当は0.7月となっております。

なお、平成18年度から平成21年度まで特例期間として行った独自削減は、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間が終了するため、新たな削減は行わないものとする。

今後は、財政推計を注視し、人事院勧告や職員定員適正化計画を着実に推進することを望むものです。

また、福島消防署の負担金（職員の給与）につきましては、町職員と連動した方向で進めることとする。

(3) 職員の適正配置と組織の効率化

組織の効率化に向けては、平成17年4月1日から始めたグループ制と課の集約により着実に進められてきています。

今後においても、年々減少する職員数に対応できる組織づくりと職員の適正配置に向けて、平成22年度からの機構の見直し検討を望みます。

(4) 各種委員会

各種委員会の大幅な見直しは、平成9年において28委員会を8委員会廃止して20委員会としています。

現在の各種委員会は、法令等によりその設置が定められているものが多くを占めていることから、委員会の廃止は困難であります。複数の委員会の統合、また年額、月額、日額報酬のあり方も含めて今後の検討が必要であります。

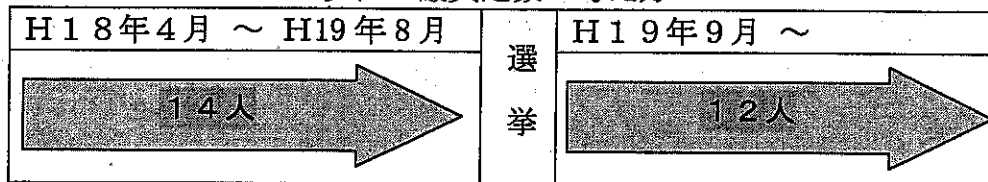
3 議員定数及び歳費等について

(1) 議員定数について

議員定数は現在12人となっています。議会では議会活動に関する調査特別委員会が平成17年度に設けられ、定数や歳費等について議論が進められた結果、特別委員会においては平成19年8月の一般選挙から定数を12人にし、人件費を10人分で賄うこととする方向性が示され、現在の議員定数となっております。

平成21年4月1日から「福島町議会基本条例」が施行されているように、議員定数については、一定の条件を除き本条例に基づき、議員が提案すべきものと考えます。

現在の議員定数の考え方



(2) 歳費等について

歳費等については、平成17年度に報酬平均3%及び平成19年9月からは、定数12人にし、報酬を10人で賄うという方向性を含め大幅に削減して現在に至っています。

本委員会としては、議員定数及び歳費の改定については、福島町議会基本条例の規定に基づき、議員が提案すべきものと考えます。

なお、期末手当年間0.7月の4年間(H18～H21)の独自削減の特例期間を、平成21年度を以って終了するか否かは議員が提案すべきものと考えます。

現在の議員歳費等

単位：円

| 区分 | H18年4月～ | H19年9月～ |
|-----|---------|---------|
| 議長 | 234,000 | 198,000 |
| 副議長 | 184,000 | 155,000 |
| 委員長 | 165,000 | 141,000 |
| 議員 | 157,000 | 131,000 |

4 施設の維持管理及び社会資本整備について

(1) 施設の維持管理について

町が管理する施設の内、役場、吉岡温泉、横綱記念館、青函トンネル記念館、福祉センター、総合体育館などの体育施設については、指定管理者制度の活用を図るなど、今後の検討課題である。

委託費の縮減は、積算単価の見直しや職員の配置や直営で臨時職員を雇用することにより縮減が図られましたが、今後も縮減を図るのであれば管理運営方法の再検証と検討が必要である。

また、老朽化等による福島生活改善センターの廃止や費用対効果の面で検討している吉岡幼稚園については福島保育所との統廃合などは、これを基本的な方向とします。

ほかに、生活館等の各地区会館も老朽化が進んでいますが、大規模修繕の財源確保が困難であることから、町内会の統合等について、当事者町内会や関係機関等と協議調整を図りながら統廃合を推進する必要がある。

なお、小規模施設の委託管理事業については、契約方法を検討し一括発注等を行うことで、少しでも経費を縮減するとともに、「役割分担の考え方と方向性」で示すように、町内会の理解をいただいて避難路や生活に身近な部分の草刈、一部バス停の管理清掃など、協働の精神で住民や地域の方々に主体的に取り組んでいただく町民の協力体制の確立に努めることが必要である。

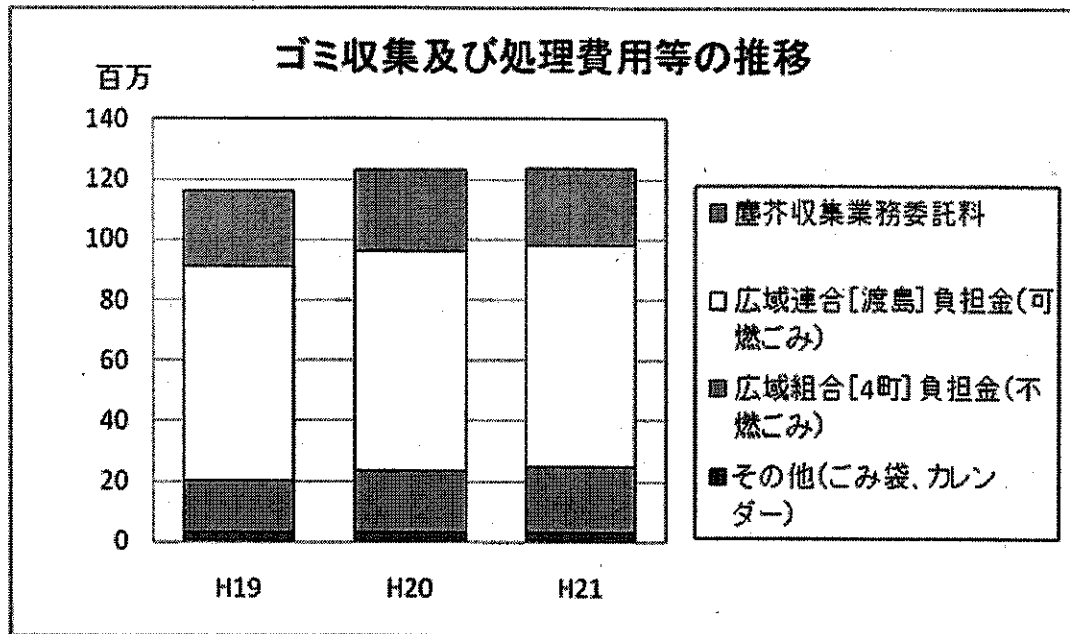
5 その他の重点事項について

(1) ごみ減量化対策について

ごみの処理費用については、広域組合等への負担金など、多額の一般財源が使われています。不法投棄をなくして町内を清潔に保つていくためには、今後とも負担を伴うことには変わりありませんが、このごみを減らす対策が負担金の減に直接つながっていきます。

具体的には、ごみの負担金は重量で決められることから、現在も全町内会と連携して新聞等の資源ごみは通常のごみ収集車に出さず、資源回収業者に出すことで負担金は大きく違ってきます。なお、台所から出る残滓や野菜屑等で水分の多いものは、ひと絞りすることで重量が相当軽くなることから、これらの対策に、より多くの町民が取り組むことで大きな効果が得られますので、徹底した普及啓発に努める必要があります。

また、前期計画で報告されました、これまで無料としていた粗大ごみについては、有料化を引続き検討する必要がありますが、不法投棄につながることを懸念されることから、町民に理解と協力を得られるよう普及啓発に努める必要があります。



(単位：千円)

| 区 分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 塵芥収集業務委託料 | 25,014 | 26,732 | 25,458 |
| 広域連合[渡島]負担金 | 70,754 | 72,907 | 73,513 |
| 広域連合[4町]負担金 | 17,297 | 20,298 | 21,553 |
| その他 | 2,968 | 3,187 | 3,145 |
| 合 計 | 116,033 | 123,124 | 123,669 |

※ 19・20年度は決算額 21年度は予算額

第3章 行政サービスの今後の方向性のあり方

「第1章の2の(1) 役割分担の考え方と方向性」で示したように、これまで行政主体で行われてきた事務事業等全般について、町民と行政の「協働」という観点から役割分担を改めて見直さなければなりません。

この章では、自立プランの基本理念や行財政改革における重点的対策等の考え方を継承しながら、福島町まちづくり行財政推進プランにおける新たな行財政計画の策定にあたって検討した「事務事業」「公共施設の運営」「補助金等」について、費用対効果等を踏まえて、今後の方向性を①廃止すべきもの、②現状維持とすべきもの、③縮小すべきもの、④拡大すべきもの、⑤独自削減を終了すべきものに整理しました。

● 廃止と方向付けたもの

| 整理No. | 項目 | コメント | 備考 |
|-----------|------------|---|----|
| 2 施設管理 | 福島生活改善センター | 後期実施計画に解体計画を掲載しているが、地域町内会等と十分に協議すべきである。 | |

● 現状維持と方向付けたもの（事務事業）

| 整理No. | 項目 | コメント | 備考 |
|-------|--------------------------------------|---|----|
| 3 | 人件費全般（非常勤特別職） | 会議の回数の減、委員会の統廃合により減額を検討すべきである。 | |
| 6 | 連絡員制度 | 当面は現状維持とする。 | |
| 7 | 新年交礼会 | 開催期日も含めて、民間と合同で開催する方法を検討すべきである。 | |
| 8 | 広報誌発行 | 自立プランで部数削減しており、当面は現状維持とする。 | |
| 9 | 防災体制整備事業 | ハザードマップを後期実施計画に掲載し事業計画しているが、その他の事業については、当面は現状維持とする。 | |
| 10 | 交通安全推進員体制 | 当面は現状維持とする。 | |
| 11 | バス待合所管理事業 | 〃 | |
| 12 | 戦没者追悼式 | 〃 | |
| 13 | 敬老会 | 〃 | |
| 14 | ふれあいスポーツ大会 | 〃 | |
| 15 | 児童遊具修繕 | 〃 | |
| 17 | 不燃ごみのリサイクル推進によるごみ減量化運動（渡島西部四町負担金の軽減） | 〃 | |
| 20 | 寝たきり老人等介護手当支給事業 | 〃 | |
| 21 | 生きがいディサービス事業 | 〃 | |
| 22 | ショートステイ事業 | 〃 | |
| 23 | 緊急通報体制等整備事業 | 〃 | |
| 24 | 予防接種事業 | 〃 | |
| 25 | エキノコックス症予防事業 | 〃 | |
| 26 | 妊婦一般健康診査 | 〃 | |

| | | | |
|----|--------------------|--|--|
| 27 | インフルエンザ予防接種 | 当面は現状維持とする。 | |
| 28 | 日曜当番医制度 | 〃 | |
| 29 | 健康診査・がん検診 | 〃 | |
| 30 | 骨粗しょう症検診 | 〃 | |
| 31 | 脳ドック検診 | 〃 | |
| 32 | リハビリ教室（機能回復訓練） | 〃 | |
| 33 | 肺炎球菌予防接種 | 〃 | |
| 34 | ふくしま健康横綱応援プロジェクト事業 | 〃 | |
| 35 | 福祉医療システム事業 | 〃 | |
| 36 | 漁港監視委託事業 | 〃 | |
| 37 | 熊等による被害対策事業 | 〃 | |
| 38 | 鏡山公園土俵整備事業 | 〃 | |
| 39 | 千代の富士杯相撲大会 | 〃 | |
| 41 | トンネルメモリアルパーク管理事務 | 活用方法の検討が必要である。 | |
| 42 | 除排雪事業 | 当面は現状維持とする。 | |
| 43 | 河川清掃事業 | 〃 | |
| 44 | AET（英語指導助手）招致事業 | 指導助手のスケジュールが過密なため、諸行事と効果的な連携が出来るように調整を図るべきである。 | |
| 45 | 遠距離通学生輸送業務 | 学校統合を見越したスクールバス等の通学体系の再考を図るべきである。 | |
| 46 | 教育活動バス管理運行業務 | 民間委託しているが、学校用務員での公用車運転業務の運行が必要である。 | |
| 47 | 学校行事等車輛借上 | 公用車を利用拡大し、経費節減を図るべきである。 | |
| 48 | 就学援助事業（要保護・準要保護） | 当面は現状維持とする。 | |
| 49 | 就園奨励事業（幼稚園分） | 〃 | |
| 50 | 各学校夜警業務 | 〃 | |
| 51 | 各学校除雪業務 | 〃 | |
| 52 | 学校開放事業 | 〃 | |
| 53 | 巡回劇場事業 | 〃 | |
| 54 | 成人式行事 | 〃 | |
| 55 | 社会教育学級、講座 | 〃 | |
| 56 | スポーツ文化賞表彰 | 〃 | |
| 58 | 青少年の主張大会 | 〃 | |
| 59 | 高齢者学級 | 〃 | |
| 60 | ブックスタート事業 | 〃 | |
| 61 | 図書館運営事業 | 〃 | |
| 62 | 町民体育祭 | 〃 | |
| 63 | 各種大会派遣事業 | 〃 | |
| 64 | 各種スポーツ教室・大会 | 〃 | |

● 現状維持と方向付けたもの（施設管理）

| 整理No. | 項目 | コメント | 備考 |
|-------|------------|-----------------------|----|
| 1 | 役場庁舎管理事業 | 当面は現状維持とする。 | |
| 3 | 吉岡生活改善センター | 施設が使用可能である限り使用すべきである。 | |

| | | | |
|----|-----------------------|---|--|
| 4 | 岩部生活改善センター | 地域の防災拠点施設であり、災害対策等の施設として必要不可欠である。 | |
| 5 | 生活館等管理事業及び会館の統廃合 | 地域の人口規模・施設の老朽化等による維持管理状況を判断しながら、町で整理し、町内会に方向性を示し、統廃合について検討すべきである。 | |
| 6 | 福島保育所運営事業 | 当面は現状維持とする。 | |
| 7 | 墓地公園等管理事業（供花・供物の持ち帰り） | 〃 | |
| 8 | 火葬場運営事業 | 〃 | |
| 9 | 生活支援ハウス運営事業 | 〃 | |
| 10 | 温泉健康保養センター運営事業 | 〃 | |
| 11 | 吉岡漁村環境改善総合センター運営事業 | 〃 | |
| 12 | 福島漁村環境改善総合センター運営事業 | 〃 | |
| 13 | みなと交流館管理運営事業 | 〃 | |
| 14 | 活性化センター管理運営事業 | 〃 | |
| 15 | 森林公園管理運営事業 | 〃 | |
| 16 | 横綱記念館管理運営事業 | 〃 | |
| 17 | 特産品センター管理運営事業 | 〃 | |
| 18 | 青函トンネル記念館運営事業 | 〃 | |
| 19 | 新緑公園管理運営事業 | 〃 | |
| 20 | 吉岡幼稚園運営事業 | 当面は継続し、福島保育所における認定こども園の設置など、諸問題の解決や園児数の推移を見ながら統廃合に向けた検討すべきである。 | |
| 21 | 福祉センター運営事業 | 当面は現状維持とする。 | |
| 22 | 町民プール運営事業 | 利用者負担の軽減を検討し、利用者増を図るとともに、子供達の安全確保にプールフロアの増設が必要である。 | |
| 23 | 総合体育館運営事業 | 管理運営は現状維持とするが、委託料の縮減に努めるべきである。 | |
| 24 | ファミリースポーツ公園管理事業 | 当面は現状維持とする。 | |
| 25 | 学校給食センター運営事業 | 後期実施計画に建替えを記載しているが、減少する生徒数等を考慮すべきである。その間は現行どおりとする。 | |

● 現状維持と方向付けたもの（補助金等）

| 整理No. | 項目 | コメント | 備考 |
|-------|------------------|--|----|
| 1 | 町内会連合会運営補助金 | 当面は現状維持とする。 | |
| 2 | 交通安全運動推進協議会助成金 | 〃 | |
| 3 | コミュニティ運動推進協議会補助金 | 〃 | |
| 4 | 産業活性化サポート事業補助金 | 事業の必要性を広く町民から理解が得られるようにし、より有効活用ができるように運用規定を精査すべきである。 | |
| 5 | 町社会福祉協議会補助金 | 当面は現状維持とする。 | |
| 6 | 民生委員協議会補助金 | 〃 | |
| 7 | 老人クラブ運営費補助金 | 〃 | |

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| 8 | ごみ減量化対策推進事業補助金 | 当面は現状維持とする。 | |
| 9 | 身体障害者福祉協会補助金 | 〃 | |
| 10 | 母子寡婦会補助金 | 〃 | |
| 11 | 心身障害児等通園補助金 | 〃 | |
| 12 | 町障害児施設利用者助成金 | 〃 | |
| 13 | 手をつなぐ親の会補助金 | 〃 | |
| 14 | 福島町水産加工組合振興協議会運営補助金 | 〃 | |
| 15 | 農村生活改善グループ助成金 | 〃 | |
| 16 | 町職業援護相談所補助金 | 〃 | |
| 17 | 街路灯設置補助金 | 〃 | |
| 19 | 教育関係団体等助成金 | 〃 | |
| 20 | 中体連参加助成金 | 〃 | |
| 21 | 小学校体育連盟助成金 | 〃 | |
| 22 | 函館地区吹奏楽コンクール参加助成金 | 〃 | |
| 23 | 各種大会参加助成金 | 〃 | |
| 24 | 福島商業高等学校新規入学者奨励金 | 現状を維持するも、学校存続検討委員会の検討結果を注視しながら対応を図るべきである。 | |
| 25 | 福島商業高等学校通学定期補助金 | 〃 | |
| 26 | 友好町村交流事業助成金 | 〃 | |
| 27 | 福島町就学指導委員会助成金 | 〃 | |
| 28 | 渡島地区予選会助成金 | 〃 | |
| 29 | 私立幼稚園管理運営費補助金 | 〃 | |
| 31 | 町PTA連合会助成金 | 〃 | |
| 32 | 町文化団体協議会助成金 | 〃 | |
| 33 | 町子ども会育成連絡協議会助成金 | 組織体系を検討し、参加しやすい状況を図るべきである。 | |
| 34 | 文化祭実行委員会助成金 | 出展者の高齢化もあり、イベントとして縮小傾向に思えるので、内容を検討し必要であれば増額を検討すべきである。 | |
| 35 | 成人式実行委員会助成金 | 当面は現状維持とする。 | |
| 36 | 【町指定文化財】 松前神楽保存会助成金 | 〃 | |
| 38 | 【町指定文化財】 白符荒馬踊保存会助成金 | 〃 | |
| 39 | 町体育指導委員協議会助成金 | 〃 | |
| 40 | 町体育協会助成金 | 〃 | |
| 41 | 町少年体育連盟助成金 | 〃 | |
| 42 | 南北海道駅伝競走大会助成金 | 〃 | |

●縮小と方向付けたもの（事務事業）

| 整理No. | 項 目 | コメント | 備考 |
|-------|-------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 16 | 塵芥処理事業（収集業務、ごみ袋関係） | 収集車の延命と粗大ゴミの有料化を検討すべきである。 | 町づくり推進委員会で今後、検討する。？ |
| 18 | 燃えるごみの減量化運動 （渡島広域連合負担金の軽減） | ゴミ処理量を減らす工夫を検討する。 | 〃 |

● 拡大と方向付けたもの（事務事業）

| 整理No. | 項 目 | コメント | 備考 |
|-------|--------------|---------------------------------|------------------|
| 57 | 読書感想文・画コンクール | 作品の冊子に伴う印刷代を増額し、活動の強化を検討すべきである。 | 22年度から +380千円 |

● 拡大と方向付けたもの（補助金等）

| 整理No. | 項 目 | コメント | 備考 |
|-------|-----------|--------------------------------|------------|
| 18 | 街路灯電気料補助金 | 補助率を上げることとし、各町内会会計実情を踏まえて実施する。 | 実情調査後実施する。 |

● 特例期間切れによる独自削減が終了したと方向付けたもの

| 整理No. | 項 目 | コメント | 備考 |
|-------------|----------------|--|----|
| 1 (事務事業) | 人件費全般（特別職～三役） | 給料については、平成15年度及び平成16年度の2度にわたり、役職によって8%から18%削減して現在に至っていることから、給料は現行どおりとする。 なお、期末手当年間0.7月の4年間(H18～H21)の独自削減は、平成21年度を以って終了すべきである。 | |
| 2 | 人件費全般（議員報酬・手当） | 歳費等については、平成17年度に報酬平均3%及び平成19年9月からは、定数12人にし、報酬を10人で賄うという方向性を含め大幅に削減して現在に至っている。 本委員会としては、議員定数及び歳費の改定については、福島町議会基本条例の規定に基づき、議員が提案すべきものと考えられる。 なお、期末手当年間0.7月の4年間(H18～H21)の独自削減の特例期間を、平成21年度を以って終了するか否かは議員が提案すべきものと考えられる。 | |
| 4 | 人件費全般（一般職） | 給与については、平成17年度において、給料は一律8%、期末手当は0.7月の独自削減を行い、平成18年度からは平成21年度までの4年間を特例期間とする、給料一律5%、期末手当年間0.7月の独自削減を実施し現在に至っている。 なお、当該独自削減は、平成21年度を以って終了すべきである。 今後は、財政見通しを注視し、人事院勧告に準拠した給与を原則とし、職員定員適正化計画に基づく職員体制とすべきである。 | |
| 5 | 常備・非常備消防体制維持 | 福島消防署の負担金（職員の給与）については、町職員と連動した方向で進めるべきである。 | |

第4章 財政推計について

はじめに、「福島町まちづくり行財政推進プラン」の検討のため、町から示された財政推計は、次のとおりです。

1 現状の財政推計について

平成21年4月1日から施行される「福島町まちづくり基本条例」に基づく「財政計画の策定」は、財政計画を策定する上で財政収支の見通しが重要となることから、平成21年度3月時点での、平成22年度から平成26年度までの財政推計を行いました。

(1) 財政推計の方法

(ア) 基本的な考え方

平成21年度当初予算額を基準とし、国・道の現行制度での推計とし、政策的な視点や経済成長などは考慮しない画一的な推計としています。

歳入歳出とも人口により推計が変動するものについては、推計人口に基づく推計とし、経常的なものについては、平成21年度当初予算をベースとし、以降同額としました。

(イ) 各項目の主な推計方法

① 人口について

単位：人

| 区分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4月1日 住基 | 6,158 | 5,910 | 5,708 | 5,549 | 5,384 | 5,251 | 5,091 | 4,943 | 4,828 | 4,641 |
| 国調人口 | 6,795 | 5,897 | | | | | 5,251 | | | |

平成16年度の合併協議時に、働きようせいによる人口推計伸び率を平成20年3月31日の実数へ乗じて算出

H17～H21は実数

② 歳入について

◇町税

個人町民税は推計人口により、固定資産税は過去3年間の伸び率による推計。その他は平成21年度当初予算に対する人口割合による推計。

◇交付税

平成20年度算定を基礎とし、平成23年から平成26年までは平成22年の推計人口5,251人を算定。また、単位費用を平成23年から平成26年の間は平成20年の実績額の99%とした。

◇その他

平成21年度当初予算額をベースとし、以降同額とした。

③ 歳出について

◇人件費

職員は定員適正化計画による。独自削減は特例期間が終了したとして推計。

◇公債費

後期実施計画に基づき、予想される起債借入れ見込みにより元利償還金を推計。

◇普通建設事業費

平成22年度から平成26年度までは、第4次総合開発計画後期実施計画事業候補事業の積み上げにより推計。

◇その他

平成21年度当初予算額をベースに増減が予想されるものを加味し推計。

表1 平成22年度以降の財政推計表(検討前平成21年度3月時点)(単位:百万円)

| 区 分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 歳 入 | 2,916 | 3,194 | 2,822 | 2,918 | 2,854 | |
| 歳 出 | 2,947 | 3,322 | 2,884 | 2,963 | 2,891 | |
| うち建設費 | 169 | 631 | 223 | 338 | 346 | |
| 不足額 | 31 | 128 | 62 | 45 | 37 | |
| 基 金 | 4/1 | 723 | 692 | 564 | 502 | 457 |
| | 積立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 取崩 | 31 | 128 | 62 | 45 | 37 |
| | 年度末 | 692 | 564 | 502 | 457 | 420 |

・参考資料別表1 平成22年度以降の科目別財政推計表(平成21年度3月時点)

2 「福島町まちづくり推進会議」の検討後の財政推計について

平成21年度3月時点の財政推計で、当会議における各事項の確認内容等を盛り込み、「福島町開発審議会」からの答申に基づく第4次総合開発計画後期実施計画事業の修正を行い、各年度で収支の均等を取って時点修正を加えた財政推計が町から示された結果は、平成26年度末で財政調整基金が4億1千百万円の残高となっています。

突発的な大型事業や大規模な災害等の財政支出があった場合や経済情勢の更なる悪化による税収の落ち込み、国の制度改革による歳入の減少等、将来の見通しが不透明な中での財政運営であるため、引続き慎重に健全な財政運営に取り組むことが必要であります。

(1) 検討修正の内容

(ア) 人口について

推計人口の修正なし。

(イ) 歳入について

「推進会議」の意見として歳入における特別対策としての増収はないものとし、修正は行わない。

(ウ) 歳出について

◇人件費

特別職と議員の期末手当は、平成21年度人事院勧告に基づく削減を加味して修正。

一般職給与については、平成21年度人事院勧告に基づく修正を行った。

◇公債費

後期実施計画の修正に伴う起債借入れ見込みにより元利償還金を修正。

利子分の修正のため実質修正なし。

◇普通建設事業費

「福島町開発審議会」からの答申に基づく第4次総合開発計画後期実施計画事業により修正。

◇その他

「推進会議」意見として、1件を拡大との方向付けにより修正。

表2 検討修正後の財政推計表 (平成21年度11月時点)

(単位:百万円)

| 区 分 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳 入 | | 2,937 | 3,239 | 2,827 | 2,906 | 2,843 |
| 歳 出 | | 2,969 | 3,404 | 2,895 | 2,982 | 2,975 |
| うち建設費 | | 204 | 717 | 240 | 364 | 414 |
| 不足額 | | 32 | 165 | 68 | 76 | 132 |
| 基 金 | 4/1 | 884 | 852 | 687 | 619 | 543 |
| | 積立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 取崩 | 32 | 165 | 68 | 76 | 132 |
| | 年度末 | 852 | 687 | 619 | 543 | 411 |

・参考資料別表2 平成22年度以降の科目別財政推計表 (平成21年度11月時点)

●検証の実施とむすび

後期5年間の「福島町まちづくり行財政推進プラン」策定に関しては、前期4年間で多くの町民が委員を務めて策定した「自立プラン」の基本理念や行財政改革における重点的な対策等の考え方を継承しながら、「財政計画に関する事項」と「その他行財政の運営に関する事項」を中心に検討しました。

新たなプランにおいては、「福島町自立プラン」より引き継いだ行財政を健全で効率的に運営していくことが重要な使命であり、また、「まちづくり基本条例」に基づく産業振興による町勢の進展、少子化対策や雇用創出等、「まちづくり」のための「提言」、「提案」も重要課題であり計画と実効性について「検証」をすることが行政を継続していくうえで不可欠なものであります。

自立したまちづくりを進めるために必要なことは、町職員の意識改革は当然のことながら、少なくとも財政状況を共通理解の下に把握し、検証によって本プランより健全な財政が図られるよう、より一層の効率化が図られるよう努めなければなりません。

町民におかれましても、本プランの実効性や財政の健全化に対して検証する立場と、町民の意識改革による協働のまちづくりに取り組むことが必要で、こうした基調により推進することによりまして、福島町が自立した町政ができるものと思料します。

新たな計画年度を推進するあたり、以上の基調により行政と町民が「協働」し、さらに福島町が前進することを望み、むすびとします。

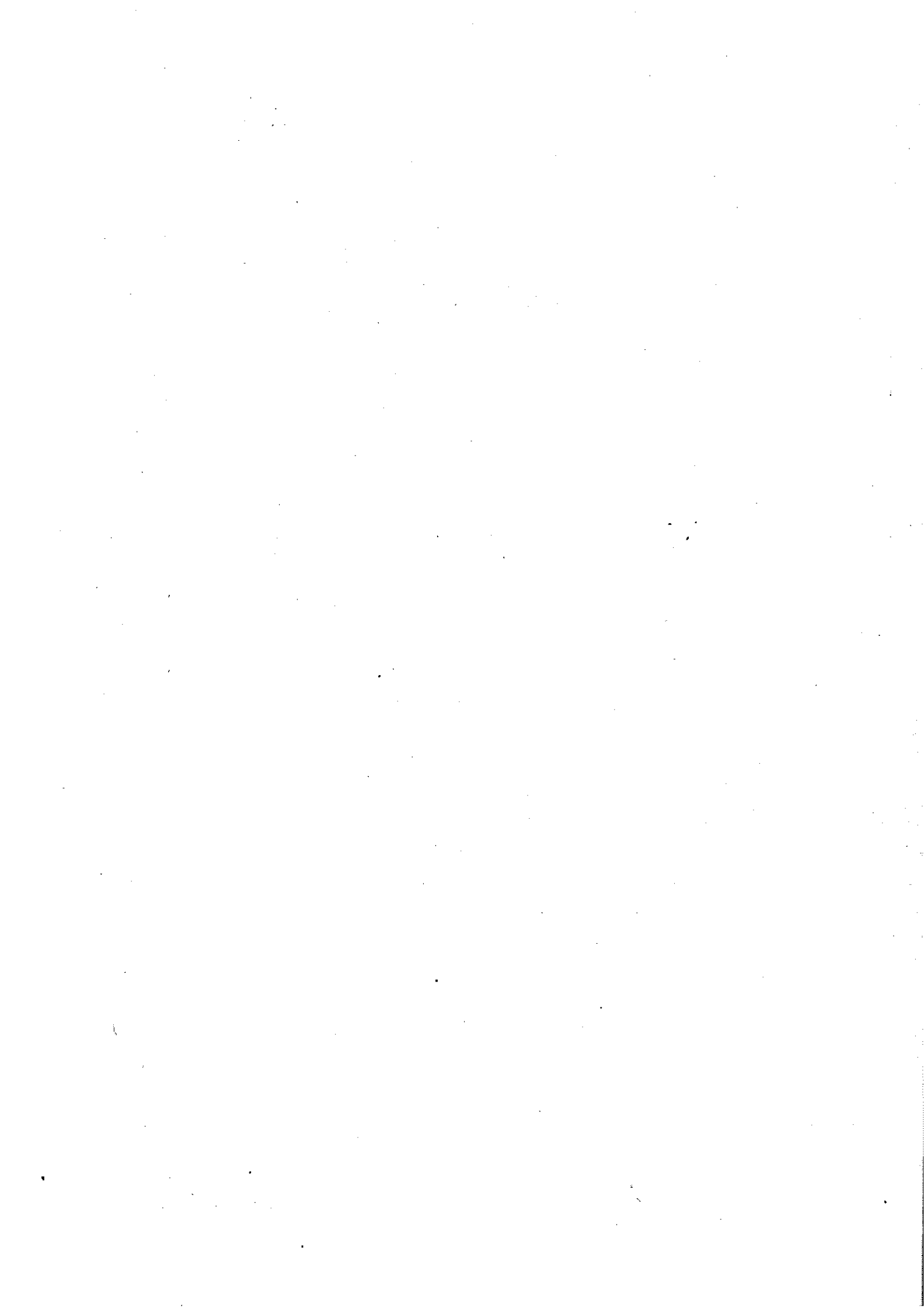
【歳入】

(単位:千円)

| 科 目 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 地方税 | 407,092 | 394,734 | 381,208 | 368,620 | 354,119 |
| 2 地方譲与税 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 |
| 3 利子割交付金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 4 配当割交付金 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 6 地方消費税交付金 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 7 自動車取得税交付金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 8 地方特例交付金 | 3,145 | 3,145 | 3,145 | 3,145 | 3,145 |
| 9 地方交付税 | 1,843,124 | 1,761,143 | 1,773,081 | 1,762,423 | 1,716,661 |
| 普通交付税 | 1,705,167 | 1,623,186 | 1,635,124 | 1,624,466 | 1,578,704 |
| 特別交付税 | 137,957 | 137,957 | 137,957 | 137,957 | 137,957 |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 11 分担金及び負担金 | 1,359 | 1,339 | 1,345 | 1,365 | 1,353 |
| 12 使用料 | 80,954 | 80,415 | 79,918 | 77,943 | 77,418 |
| 13 手数料 | 16,629 | 16,629 | 16,629 | 16,629 | 16,629 |
| 14 国庫支出金 | 77,165 | 164,021 | 90,406 | 146,212 | 140,754 |
| 15 道支出金 | 137,399 | 130,651 | 127,413 | 126,101 | 125,256 |
| 16 財産収入 | 36,184 | 36,167 | 36,167 | 36,167 | 36,167 |
| 17 寄附金 | | | | | |
| 18 繰入金 | 34,134 | 131,471 | 65,522 | 48,679 | 41,414 |
| うち他会計繰入金 | | | | | |
| うち財政調整基金繰入金 | 30,534 | 127,871 | 61,922 | 45,079 | 37,814 |
| うち減債基金繰入金 | | | | | |
| うち目的基金繰入金 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 19 繰越金 | | | | | |
| 20 諸収入 | 48,722 | 49,433 | 49,268 | 49,140 | 48,931 |
| 21 地方債 | 154,343 | 446,347 | 153,747 | 220,147 | 222,847 |
| 一般分 | 28,600 | 335,490 | 42,890 | 109,290 | 111,990 |
| 過疎債 | | | | | |
| 減税補てん債 | | | | | |
| 臨時財政対策債 | 125,743 | 110,857 | 110,857 | 110,857 | 110,857 |
| 歳入計 | 2,946,650 | 3,321,895 | 2,884,249 | 2,962,971 | 2,891,094 |

【歳出】

| 科 目 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 人件費 | 779,222 | 749,723 | 723,345 | 726,842 | 662,873 |
| うち職員分 | 501,931 | 501,663 | 480,298 | 459,577 | 432,943 |
| 2 物件費 | 414,352 | 412,910 | 411,869 | 407,431 | 410,502 |
| 3 維持補修費 | 24,943 | 26,943 | 24,943 | 24,843 | 24,843 |
| 4 扶助費 | 198,780 | 192,150 | 186,816 | 182,339 | 175,475 |
| 5 補助費等 | 581,163 | 576,259 | 604,980 | 560,103 | 589,863 |
| うち広域(衛生) | 155,775 | 158,251 | 162,582 | 172,060 | 154,009 |
| うち広域(消防) | 217,075 | 212,095 | 236,585 | 182,311 | 230,022 |
| うち広域連合(ごみ) | 73,513 | 73,513 | 73,513 | 73,513 | 73,513 |
| うち広域連合(高齢) | 68,578 | 68,578 | 68,578 | 68,578 | 68,578 |
| 6 普通建設事業 | 169,303 | 630,946 | 223,291 | 338,289 | 345,742 |
| うち特定財源 | 50,050 | 442,093 | 72,258 | 200,018 | 194,782 |
| うち一般財源 | 119,253 | 188,853 | 151,033 | 138,271 | 150,960 |
| 7 災害復旧費 | | | | | |
| 8 公債費 | 612,270 | 565,974 | 541,457 | 555,203 | 513,317 |
| 9 積立金 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 |
| うち財政調整基金 | | | | | |
| うち目的基金 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 |
| 10 投資及び出資金 | | | | | |
| 11 貸付金 | 28,420 | 28,420 | 28,420 | 28,420 | 28,420 |
| 12 繰出金 | 137,903 | 138,276 | 138,834 | 139,207 | 139,765 |
| うち国保特別会計 | 62,640 | 62,640 | 62,640 | 62,640 | 62,640 |
| うち老保特別会計 | | | | | |
| うち介護特別会計 | 53,077 | 53,450 | 54,008 | 54,381 | 54,939 |
| うち後期高齢者医療特別会計 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 |
| 歳出計 | 2,946,650 | 3,321,895 | 2,884,249 | 2,962,971 | 2,891,094 |



【歳入】

(単位：千円)

| 科 目 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 地方税 | 407,092 | 394,734 | 381,208 | 368,620 | 354,119 |
| 2 地方譲与税 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 |
| 3 利子割交付金 | 1,000 | 3 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 4 配当割交付金 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 6 地方消費税交付金 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 7 自動車取得税交付金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 8 地方特例交付金 | 3,145 | 3,145 | 3,145 | 3,145 | 3,145 |
| 9 地方交付税 | 1,843,124 | 1,761,143 | 1,773,081 | 1,762,423 | 1,716,661 |
| 普通交付税 | 1,705,167 | 1,623,186 | 1,635,124 | 1,624,466 | 1,578,704 |
| 特別交付税 | 137,957 | 137,957 | 137,957 | 137,957 | 137,957 |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 11 分担金及び負担金 | 1,359 | 1,339 | 1,345 | 1,365 | 1,353 |
| 12 使用料 | 81,134 | 80,595 | 80,098 | 78,123 | 77,598 |
| 13 手数料 | 16,629 | 16,629 | 16,629 | 16,629 | 16,629 |
| 14 国庫支出金 | 87,165 | 174,575 | 91,029 | 141,125 | 85,435 |
| 15 道支出金 | 138,635 | 131,637 | 127,649 | 126,337 | 125,492 |
| 16 財産収入 | 36,184 | 36,167 | 36,167 | 36,167 | 36,167 |
| 17 寄附金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 繰入金 | 36,030 | 168,441 | 71,656 | 79,314 | 135,411 |
| うち他会計繰入金 | | | | | |
| うち財政調整基金繰入金 | 32,430 | 164,841 | 68,056 | 75,714 | 131,811 |
| うち減債基金繰入金 | | | | | |
| うち目的基金繰入金 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 19 繰越金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 諸収入 | 48,366 | 49,247 | 49,082 | 48,954 | 48,745 |
| 21 地方債 | 164,243 | 480,157 | 157,557 | 213,857 | 267,657 |
| 一般分 | 38,500 | 369,300 | 46,700 | 103,000 | 156,800 |
| 過疎債 | | | | | |
| 減税補てん債 | | | | | |
| 臨時財政対策債 | 125,743 | 110,857 | 110,857 | 110,857 | 110,857 |
| 歳入計 | 2,969,506 | 3,403,212 | 2,895,046 | 2,982,459 | 2,974,812 |

【歳出】

| 科 目 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 人件費 | 753,533 | 737,536 | 711,670 | 716,693 | 672,816 |
| うち職員分 | 481,449 | 483,828 | 463,204 | 451,307 | 432,853 |
| 2 物件費 | 419,106 | 416,733 | 412,910 | 409,668 | 411,305 |
| 3 維持補修費 | 24,717 | 25,717 | 24,717 | 24,617 | 24,617 |
| 4 扶助費 | 198,780 | 192,150 | 186,816 | 182,339 | 175,475 |
| 5 補助費等 | 590,802 | 581,678 | 609,839 | 561,662 | 594,422 |
| うち広域(衛生) | 155,775 | 158,251 | 162,582 | 172,060 | 154,009 |
| うち広域(消防) | 218,775 | 212,095 | 238,585 | 182,311 | 233,022 |
| うち広域連合(ごみ) | 73,513 | 73,513 | 73,513 | 73,513 | 73,513 |
| うち広域連合(高齢) | 68,578 | 68,578 | 68,578 | 68,578 | 68,578 |
| 6 普通建設事業 | 203,681 | 717,431 | 240,089 | 364,356 | 414,381 |
| うち特定財源 | 70,770 | 475,197 | 64,681 | 172,131 | 167,763 |
| うち一般財源 | 132,911 | 242,234 | 175,408 | 192,225 | 246,618 |
| 7 災害復旧費 | | | | | |
| 8 公債費 | 612,270 | 565,974 | 541,457 | 555,203 | 513,317 |
| 9 積立金 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 |
| うち財政調整基金 | | | | | |
| うち目的基金 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 |
| 10 投資及び出資金 | | | | | |
| 11 貸付金 | 28,420 | 28,420 | 28,420 | 28,420 | 28,420 |
| 12 繰出金 | 137,903 | 138,276 | 138,834 | 139,207 | 139,765 |
| うち国保特別会計 | 62,640 | 62,640 | 62,640 | 62,640 | 62,640 |
| うち老保特別会計 | | | | | |
| うち介護特別会計 | 53,077 | 53,450 | 54,008 | 54,381 | 54,939 |
| うち後期高齢者医療特別会計 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 |
| 歳出計 | 2,969,506 | 3,404,209 | 2,895,046 | 2,982,459 | 2,974,812 |



○資料1 推進会議委員会及び各専門部会の開催状況

1 推進会議

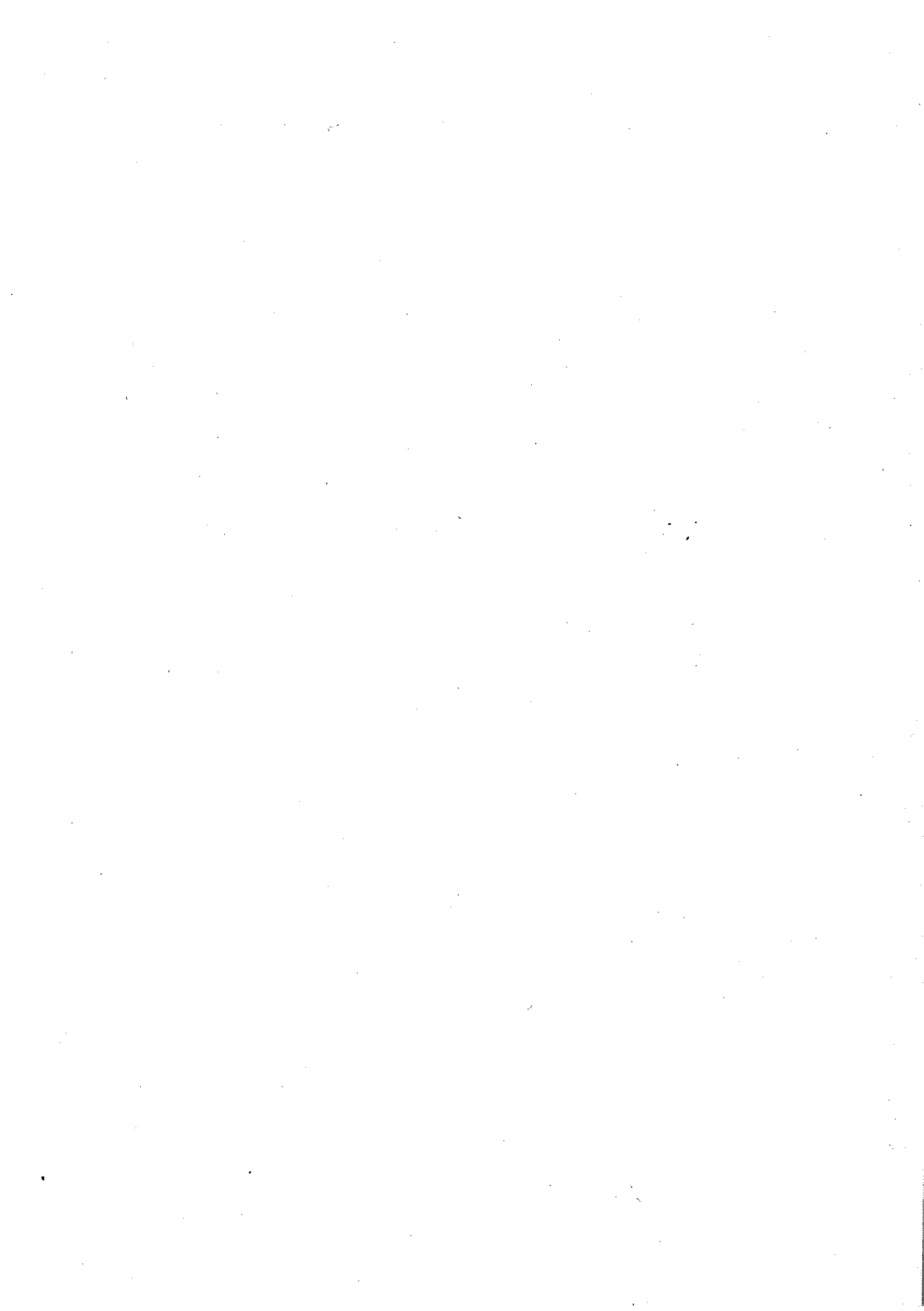
| 開催回数・年月日 | 検討内容・出席人数 |
|-------------------|---|
| 第1回目（平成21年4月27日） | 委嘱状の交付、推進会議の役割、会長等の互選、H21協議内容の確認、大まかなスケジュール、現状の財政推計 14名 |
| 第2回目（平成21年10月30日） | 両専門部会報告書、共通項目の健全な財政運営・近隣自治体との広域連携・各特別対策の財源効果額・まちづくり基本条例に基づく提言、提案を検討 9名 |
| 第3回目（平成21年11月12日） | 推進会議第2回目の結果報告・持続可能な財政運営・まちづくり基本条例に基づく提言、提案を検討 9名 |

2 総務教育部会

| 開催回数・年月日 | 検討内容・出席人数 |
|------------------|---------------------------------|
| 第1回目（平成21年5月27日） | 事務事業等の個別項目の内容、方向性を検討 5名 |
| 第2回目（平成21年6月24日） | 事務事業等、施設管理の個別項目の内容、方向性を検討 8名 |
| 第3回目（平成21年7月8日） | 施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討 5名 |
| 第4回目（平成21年9月7日） | 施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討 6名 |

3 経済福祉部会

| 開催回数・年月日 | 検討内容・出席人数 |
|------------------|---------------------------------|
| 第1回目（平成21年5月27日） | 事務事業等の個別項目の内容、方向性を検討 7名 |
| 第2回目（平成21年6月24日） | 事務事業等、施設管理の個別項目の内容、方向性を検討 7名 |
| 第3回目（平成21年7月9日） | 施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討 6名 |
| 第4回目（平成21年9月7日） | 施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討 7名 |



平成21年12月 日

福島町長 村 田 駿 様

福島町まちづくり行財政推進プラン会議委員会
委員長 熊 野 茂 夫

福島町まちづくり行財政推進プラン会議委員会報告書の提出について

このことについて、福島町まちづくり行財政推進プラン会議委員会に託された福島町の自立の方向性等について、別紙のとおり報告書を取りまとめましたので提出いたします。

